

◎ 西日本旅客鉄道株式会社公告第 12 号

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、平成 22 年 12 月 4 日乗車となるものから施行する。

平成 22 年 10 月 20 日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
佐々木 隆 之

第 16 条の 4 中「東北新幹線盛岡・八戸間」を「東北新幹線盛岡・新青森間」に改める。

第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の c 中「盛岡・八戸間」を「盛岡・新青森間」に改める。

第 57 条の 2 第 1 号の表を次のように改める。

	急 行 列 車	乗 継 駅
イ	新幹線の特別急行列車 ○ その他の各線区の急行列車（本四備讃線を経由する急行列車と四国内の急行列車を坂出駅又は高松駅で相互に乗継ぐ場合は、岡山駅を乗継駅とする急行列車に限る。） ただし、次に掲げる急行列車は除く。 (イ) 上越線越後湯沢・ガーラ湯沢間の急行列車 (ロ) 博多南線の急行列車 (ハ) 博多駅を乗継駅とする場合の博多・直方間(鹿児島本線・篠栗線・筑豊本線経由)の急行列車 (ニ) 新青森駅又は青森駅を乗継駅として乗車する寝台車を連結した特別急行列車 (ホ) 奥羽本線を経由する急行列車（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）	東海道本線(新幹線)各駅(東京駅及び品川駅を除く。)、山陽本線(新幹線)各駅、小倉駅、博多駅、新青森駅、青森駅(新青森駅で新幹線と乗継ぐ場合に限る。)、越後湯沢駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、大阪駅(新大阪駅で新幹線と乗継ぐ場合に限る。)、又は坂出駅若しくは高松駅(いずれも岡山駅で新幹線と乗継ぐ場合に限る。)
ロ	奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間を乗車する場合に限る。） ○ 津軽線及び海峡線を経由する急行列車（新青森駅又は青森駅と津軽今別以遠（竜飛海底方面）の各駅との相互間を乗車する場合に限る。）	新青森駅又は青森駅
ハ	津軽線及び海峡線を経由する急行列車（新幹線の特別急行列車と新青森駅又は青森駅で乗継ぎ、前イに規定する割引が適用となる場合に限る。） ○ 函館本線を経由する急行列車（五稜郭駅又は函館駅と桔梗以遠（大中山方面）の各駅との相互間を乗車する場合に限る。）	五稜郭駅又は函館駅
ニ	特別急行列車サンライズ瀬戸号 ○ 四国内の急行列車	坂出駅又は高松駅

第 57 条の 3 第 4 項本文を次のように改める。

4 旅客が、東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第 57 条第 2 項第 6 号の規定により 1 個の特別急行列車とみなす場合を含む。）とを福島駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）、又は東北本線（新幹線）若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の 1 個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

第 61 条の 2 中「第 57 条の 2 第 1 号の表イ、ロ及びハ」を「第 57 条の 2 第 1 号の表イ、ロ、ハ及びニ」に改める。

第 130 条第 1 項第 1 号イの(ロ)の a の表を次のように改める。

営業キロ 地 帯	100 キロメ トルまで	200 キロメ トルまで	300 キロメ トルまで	400 キロメ トルまで	500 キロメ トルまで	600 キロメ トルまで	700 キロメ トルまで	701 キロメ トル以上
料 金	円 1,000	円 2,000	円 3,000	円 4,000	円 4,000	円 4,000	円 4,000	円 5,000

第 139 条の 4 中「第 57 条の 2 第 1 号の表イ、ロ及びハ」を「第 57 条の 2 第 1 号の表イ、ロ、ハ及びニ」に改める。